

平成 2 9 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 平成 2 9 年 9 月 2 7 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成29年 9 月27日（水） 午前10時00分～午後 0 時24分

場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1 委員会室

出席委員	委員長	鈴木 ひろ子 君	副委員長	大 沢 真 一 君
	委員	渡 部 茂 君	委員	横 山 由香理 君
	委員	高 橋 伸 明 君	委員	若 林 ひろき 君
	委員	あくつ 広 王 君	委員	塚本 よしひろ 君
	委員	安 藤 たい作 君	委員	石 田 ちひろ 君
	委員	大倉 たかひろ 君	委員	松永 よしひろ 君
	委員	筒井 ようすけ 君		

出席説明員	中 山 企 画 部 長	柏原参事(企画調整課長事務取扱)
	秋山参事（財政課長事務取扱）	榎 本 総 務 部 長
	米田参事（総務課長事務取扱兼危機管理室長）	立 川 経 理 課 長
	高山子ども育成課長兼児童相談所移管担当課長	藤 田 都 市 環 境 部 長
	中 村 都 市 計 画 課 長	小 林 環 境 課 長

○午前10時00分開会

○鈴木（ひ）委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、請願・陳情審査、報告事項、その他を予定しております。

本日もよろしくお願ひいたします。

本日は10名から傍聴の申請がございますので、ご案内をいたします。

1 特定事件調査

- (1) 基礎自治体のあり方に関する事
- (2) 区有施設・公有地等活用に関する事
- (3) 羽田空港の機能強化に関する事

○鈴木（ひ）委員長

まず初めに、予定表1の特定事件調査を行います。

今回は、先般7月12日の委員会にて皆様にお示しさせていただきました、今後の調査日程案につきまして一部変更がございましたので、ご報告申し上げます。変更内容につきましては、皆様に配付の日程案のとおりとなっておりますが、内容を私から簡単に説明させていただきます。

主な変更点は、配付資料の赤字で記載されている部分となります。1点目は、このたび本特別委員会に提出されました、羽田空港の機能強化に関する請願・陳情審査を本日举行することとなりましたこと、2点目は、1点目に関連して、審査時間の都合上、本日予定しておりました区有施設・公有地等活用に関する事を、4定開会中に繰り延べさせていただくことになりましたこと、以上の2点をご了承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

以上で、特定事件調査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

○鈴木（ひ）委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

(1) 平成29年請願第9号、羽田空港機能強化による新低空飛行ルートについて、品川区の各地域での「教室型」説明会開催に関する請願を議題に供します。

それではまず、本件は初めての審査でありますので、書記に朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○中村都市計画課長

それでは請願第9号のご審議をいただくに当たりまして、今回国土交通省より説明会の新たな公表が

ございましたので、説明させていただきます。お手元の資料をごらんいただけますでしょうか。

今回の説明会でございますが、平成29年9月20日に国土交通省より公表があったものでございます。具体的な日時につきましては、ページをおめくりいただきました別紙2で、品川区だけでなく、各自治体それぞれのスケジュールにつきまして、一覧表を添付してございます。品川区では11月29日、大崎ニュー・シティ1階イベント広場で行います。こちらはフェーズ1のときに開催されたところと同じ場所でございます。

恐れ入ります、ページをお戻りいただきまして表紙のほうでございます。説明会を開催するということ、そして今回新たに情報提供する内容につきましては、別紙1をごらんください。恐れ入ります、裏面をごらんください。

こちら1番、2番とございますけれども、この中では既に国土交通省で取り組みを行っているという情報と重なりますけれども、1の①想定される航空機の運航に合わせて、詳しい線をまた新たに引き直すということで、これは既に委員の皆様にもごらんいただいております、国土交通省から提案のありました飛行経路につきまして、その予想経路が90度に曲がっているような図での表示がでございます。これは、実際には航空機は90度に曲がることは不可能ですので、カーブでの表示をするというような説明でございます。90度ですとか、45度、またその他の角度で折れ曲がるところを、なだらかな線でカーブ部分を表現するというものでございます。

②につきましては、南風時の新到着経路について、着陸地点を南側に移設。これは、実際に羽田空港に到着する際の着陸地点を、約400メートルから500メートルになろうかと思っておりますけれども、前方に先送りするというので、そうすると進入角度は変わりませんので、実際には飛行高度が20メートルほど上がるという内容でございます。

③につきましては、機能強化に向けた最新の情報提供を行いますと、これもかねてから、区としても求めているところでございます。

2番のほうも、現在検討中の事項ということで、安全性に対する取り組みをしっかりとやっていきますということで、国のほうから示されたものでございますけれども、この中では④航空会社に対する処分等の検討ということで、今現在も法律の中では処分という制度があるということでございますけれども、具体的な手続を実際に定めるというような、詳細の詰めを検討していくといった内容になってございます。

こういったことで説明会が行われるということでございますけれども、形式はオープンハウス形式ということでございます。品川区では、かねてから教室型の説明会を強く国に求めているところでございますけれども、引き続き、教室型の説明会を求めていきたいと考えてございます。

それからもう一つ報告でございますけれども、既に皆様ご承知かと思っておりますけれども、マスコミ等で報道されておりますように、大阪市におきまして、KLMオランダ航空のボーイング777が、機体の一部の部品が落下することによりまして大阪市内の走行中の車両に衝突したという内容でございます。こちらは現在、国のほうで原因を調査しているところだということです。区といたしましても、この原因究明については全力で取り組み、そして原因が明らかになった場合には、速やかに品川区は当然ながら、全国民に対して情報提供をするように、強く申し入れをしているものでございます。そして品川区民の不安の払拭に全力で取り組んでいただくように、国のほうで申し入れをしております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○鈴木（ひ）委員長

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

この資料に基づいて何点かお伺いしたいのですけれども、まず20メートルの引き上げということでしたけれども、これは騒音の軽減というのが理由というふうに、ほかの資料では書いていたのですけれども、その引き上げる理由を区としてはどういうふうに捉えているのかということと、その効果、どれぐらい騒音が下がるのか。逆に着陸地点が手前になるということで、安全上の心配はないのかということもあわせてお伺いしたいというのが1つです。

それと、カーブ部分の経路の提示ですけれども、より詳しいルートを示されるということだと思っておりますけれども、一定の幅でというのはよくわかりません。これまで品川区内の主要駅ですとか、特に心配されている八潮団地などについても、高度や騒音の程度の情報提供がないのではないかと、これまで繰り返し指摘してきたのですが、今回このカーブのところでは、詳しく出すということなので、同様に品川区内の主要駅とかも、しっかり出させるべきではないかと思うのですけれども、それは可能ということですか、というのが2点目。

あとプロセスですけれども、今の説明会と情報提供を行いますという資料も、ホームページにアップされていたのでとれたのですが、2020年までにと、これまでもずっと言っているのですけれども、結局、飛行はいつから国はやるのですか。私としては、この図ではイメージしか書いていないのでよくわからないのですけれども、オリンピック・パラリンピックの前ですから、平成32年に入った直後にすぐやるのかなと思っています。あるいは2019年12月31日までやるのかなと思っていたのですけれども、そこら辺はどうなのか、お伺いします。

○中村都市計画課長

20メートルの引き上げによる影響や区の考えということでございますけれども、まず高度が高くなるということは、その分騒音が低減されるということになったと思います。ただ、この20メートルの効果はどれだけあるかというのは非常に、区としても疑問に思っております。というのは、効果が大きいのか、小さいのかというところでございますけれども、いずれにしても騒音が下がるというのは、いい方向ではあると考えております。ただ、いずれにしても騒音に対する対応はしっかりしていただきたいと考えております。

それから、高度が上がることによって、特に平面的な経路が変わるというような話は国から出ておりませんので、この20メートルの差に対して、騒音以外の影響は特にないのかなと考えております。

それから、例えば八潮等の騒音の情報提供が可能かということでございますけれども、先ほどの詳しい経路が示されるということにつきましては、そもそも航空機の性質上、90度曲がるということはあり得ないということで、最初に出された国の経路の中では、90度曲がったり、45度近く曲がったりというところがありますが、実際には最終的にそういった経路ではなくて、修正されるだろうということは、容易に予想ができたところでございます。そういった中で、ある程度幅があるということにつきましては、航空機の機種によりまして、重量ですとか性能の差がありますので、カーブの度合いにはさまざまなものがあるということで、幅を持たせているという意味だと、区として受けとめているところでございます。したがって、経路が詳しく示されるといっても、一定の幅があるということでございます。これが示されるからといって、実際に品川区内を飛行したときの飛行高度と騒音の関係について、国のほうから詳しく示されるのかということと、また別の問題だと捉えております。ただ、区としても必要な情報をしっかり提供するように、かねてから申し入れをしておりますので、平面的な90

度などのカーブが詳しく示されるのとは別に、区としては騒音と高度の関係の情報については、引き続き求めていく考えでございます。

それから、2020年までに飛行ということで、実際にはいつから飛行するのかということでございますけれども、これも区のほうでは国に再三にわたって示すよう求めておりますけれども、いまだに示されていないのが現状でございます。ただ、一般的に考えるには、オリンピックの当日いきなり飛ぶということではなく、その前に管制訓練ですとかそういった飛行のための準備が行われるはずですので、相当の期間はあると想像されますけれども、そういったものも含めて、国のほうへ情報を提供していただきと強く申し入れをしておりますけれども、いまだに示されていないということでございます。

○安藤委員

引き上げのところは、そんなに変わらないのかなと思います。

それと、経路の提示ということですが、品川区内の影響についての情報提供とは別問題だということでしたけれども、それはそれとして引き続き求めていただきたいと思いますが、機種によって幅があるという話がありましたね。詳しい資料だと300メートルぐらいの幅を持たせたりするのですけれど、これは着陸寸前の品川区内に入ってきた後でも、その幅があるということになるのですか。機種とか、天候とか、今は1本の線しか引いていませんが、これは十分に幅があるものだというふうに捉えたほうがいいのかどうか、伺いたいです。

それとプロセスのことは、そうですか、国は最後まで、ぎりぎりまで引っ張って、なるべく情報を出さないでドンとやろうという意図がすごくあるなど、私は感じましたけれども、プロセスということでホームページに出ている詳しい資料を見ますと、施設整備に係る工事費等、概算要求というのが今回また去年より相当増えているわけですが、それが今回の概算請求で最後になっているのです。つまり今回の概算要求で新ルートに必要な施設整備は完了するということなのかどうか、伺います。

それとこのプロセスを見ると、防音工事助成というものが平成31年のところに項目があって、その前に防音工事助成にかかわる調査等というのが、平成29年の春ごろから帯が出ていまして、平成30年の頭をちょっと超すぐらいまであるのですけれども、これは既に行われているということだと思うのですが、区内ではどのような調査が、どこで何回行われているのか、伺いたいです。

○中村都市計画課長

まず飛行経路の平面の位置につきまして、品川区内で幅があるのかということでございますけれども、品川区内では国から示された案の中では直線コースとなっております。そういったところからしますと、この直線コースのところでは幅はないと考えております。もしあるとすれば、飛行機もミリ単位で飛行することは当然できませんので、そういったところの誤差だと捉えております。

それから国の概算要求と空港の整備でございますけれども、飛行に際する準備というのが、どこまで整えば完成なのかという技術的なところは、区も把握し切れておりません。またこの概算要求の中には、これからさらに来訪者の増を見込まれた施設等も含まれているということでございますので、全てが飛行のための準備ではないということでございます。ただ、いずれにしましても、品川区内を飛行して、そして着陸するのに必要な設備がこれで完成なのか、国のほうでまだ明らかにしていないところがございます。

防音助成の件につきまして、既に品川区内は以前、本委員会でご報告申し上げましたが、調査いたしまして、そして現在27施設につきまして、国のほうで防音対応をする予定ということで、さらにその内容について詰めているところでございます。この調査の結果でございますけれども、主にサッシがど

ういうふうに取り付いているか、調査をしたというふう聞いておりますけれども、今現在のサッシの性能は、古い型でいうところの防音サッシの性能に近いものを既に有しているということで、かなり性能はいいということがございますが、そういったところも含めて、具体的にどこをやるか、今検討をしているところでございます。区としても、具体的に対応する場所については早急に示すよう、お願いしているところでございます。

○安藤委員

幅の件は、一般的には一直線だと言われていますが、私たちもゲートブリッジで調査した場合、大きな飛行機が通った後は、後ろの気流の問題なのでしょうか、次の飛行機は全く同じところでなく、ちょっとずれたりということもありましたので、この直線下の人たちだけではない影響があるということを確認したので、そこは引き続き研究していただきたいと思います。

それと、施設整備に係る概算要求ですが、国は明らかにしていないし、把握し切れていないということですが、やはり着々と計画を進めるために必要な事実を積み重ねていっているというのが事実だと思いますので、そこは把握し切れていないということで済みますのではなく、きちんと、はっきりと把握するように努力していただきたいですし、国に求めています。

それと防音工事は、どこをやるのか早く教えてもらいたいという話がありましたが、27施設という具体的な数も出ていましたよね。ですから、今どこを考えているのか教えていただきたいし、調査の件については、変な話、大した調査ではないなと思ったのですけれど、どこで、何回調査が行われているかということをお伺いしたので、例えば目黒とか五反田、大崎など、高度が300メートルより高いけれども深刻な影響があるところというのは、調査が行われたのか、どこの施設で行ったのか、全部教えていただきたいのですが。

○中村都市計画課長

騒音の調査の範囲でございますけれども、本来騒音に関する対応については、法律上は対応の必要がないということで、国のほうでは法の弾力的な運用の中で対応するというふうに言っているところでございます。そういった中で調査を進めてもらっていたところでございますけれども、まず大井町駅から東側で調査をしています。ただ国といたしましても、この飛行経路が案の段階で、決定してございませんので、実際に影響する施設につきましては、調査したところが本当に飛行経路の中で影響があるところなのかどうか、まだ決定することができないということで、公表できないということでございます。

○安藤委員

区内に調査に入っているわけですから、品川区が協力をしないと国はできないわけですよね。実際にこのプロセスの中でも、調査が始まっているというのを国も明らかにしていますし、伺ったのは区内のどこの施設で、何回、何日から何日にかけて行ったのかということをお伺いしたので、しっかりとお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○中村都市計画課長

飛行経路が案という段階では、実際に調査はしたけれども、対応しないということも発生する場合もあり得るということで、現在まだ公表できないということでございます。今後、具体的な場所について、早期に国のほうから示すように求めているところでございますけれども、いずれにしましてもこの案というものが決定しないと、なかなか難しいのかなというのは、区としても受けとめているところでございます。

○安藤委員

情報隠しも甚だしいといえますか、大井町駅より東側でやっているということなので、大崎とか、五反田、目黒はそもそも除外されていると。調査したけれども対応しないかもしれないということは、調査もしていないところは対応するつもりがもともとないということなのではないでしょうか。それだけ伺います。大崎、五反田、目黒はそもそも対象外だというのが国の考えなのではないでしょうか。伺います。

あと落下物の対策、資料にもありますが、今度説明会で提供されるということですが、そもそも、大阪市内で乗用車に直撃したという事故の話も先ほどご説明がありましたが、大変な事故ですよね。本当にたまたま人が死ななかったということで、私たちもああいうことが起こる、起こると言ってきましたけれど、実際に起きてしまったわけです。品川区としてはあの事故をどのように受けとめたのか。あの事故だけをもってしても、私はこの都心の密集市街地を長時間にわたって、新宿、渋谷、名だたる都心市街地です、さらに目黒、品川ということで、本当に密集市街地を長時間にわたって低空飛行するって、どう見ても世界でも異常な計画なのですから、あの事故だけをもってしても、やはりやめるべきだと思うのですが、そのようにお感じにならないでしょうか。

○中村都市計画課長

まず調査しないところは対応しないのかということでございますけれども、国のほうでは実際にこの案が実現したとして、飛んだ後も、事後の騒音調査を行うとしております。そういった中で、基準がオーバーしているところがあったとすれば、当然対応するという姿勢で臨むというところでございます。

それから、今回の大阪市内における落下物でございますけれども、国としては重大インシデントということで重く受けとめているところで、この原因の調査は当然するわけですが、その調査の結果を待たずして、各航空会社に対して再発の予防に全力で取り組むよう、指示をしたということでございます。区といたしましても、1件も起きてはならない事故だと考えてございます。まず国としても、航空機の事故、今回は部品の脱落でございますけれども、航空機の墜落ですとか、こういったことは事故の予見をしないというふうに言っておりますけれども、ただ実際に保険制度ですとか、補償制度があるというところにおきましては、やはり墜落したり、落下物が起きたときの被害に対する対応もしっかりやっていかなければいけないという前提で、飛行するというところでございます。ですので、区といたしましては事後の対応も大切ですが、やはり予防に対して全力で取り組んでいただき、1件も事故が起きないという姿勢で、この案を提案していただきたいというふうに考えているところでございます。

そういった意味からしますと、今回も原因究明をしっかりとさせていただいて、少なくともこれと同じ原因の事故が二度と起きないよう、これは国に対して強く求めていくものでございます。

○安藤委員

1件も起きてはならないということですが、今回大阪市の事故も、そして本日も、本日の午前8時前、羽田発松山行き日本航空が離陸しようとして滑走路に進入したところ、右のエンジンから火のようなものが出たのを後ろにいた全日空機が確認したため、離陸を中止したということもあります。今日も起こっているのです。重大インシデントに当然ながら大阪市の事例も認定されましたし、今日のものも認定されるのではないかと思います。この重大インシデントというのが実は今年に入って14件も起きているのです。ですからほとんど毎年のように、しょっちゅう起きているということなのです。ですから、今回の件はたまたま、本当に人命にかかわらなかったのがラッキーだったとしか言いようがないのですが、やはりこのような事故をゼロにするというのは、無理なのです。ですから、これまで海上ルートでやってきたわけですから、やはり私は都心低空飛行のルート計画そのものを、大阪市の事故を目の前にしたなら中止をするしかないというふうに思うのが、品川区民の命と安全と環境を守る自治体

としては当然の判断だと思うのですけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

○中村都市計画課長

この重大インシデントにつきましては、あってはならない事象ということで、やはり二度と繰り返さない取り組みが大事なわけですけれども、いずれにしましても事故の中では人身にかかわるようなことが、今回の落下物についてもなかったというのは、ラッキーというご指摘がございましたが、ラッキーとも受け取りたくないぐらいの事象でございます。本当に区といたしましては、こういったことがしっかりと次の対策につなげられるように、国に求めてまいりたいと考えております。

事故につきましてはさまざまな原因があるわけですけれども、いずれにしましても未然に防げているところが多いというのは、やはり日ごろの取り組みの成果だというふうには考えております。しかしながら、いまだに想定されないような事象があるかもしれませんので、そういったところで国が言うところの過去の事象を生かして、将来の事故の未然防止、あらゆる事態に対する未然防止に生かしてもらおうという、こちら辺は嚴重に国に実施していただくよう、求めていきたいと考えております。

○安藤委員

一たんこれでやめますけど、最後にお伺いしたいのは、今回示された資料にありますような、新たに説明会で説明される事項、別紙1の2.落下物対策として現在検討中の事項とありますが、まだまだ具体的ではない、丁寧な説明を求めていくのだとこれまでも品川区はおっしゃっていましたが、今回のこの落下物対策で、先日の大阪市のような事例を防げるのかどうか、そこら辺はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○中村都市計画課長

現在、事故のほうは原因究明中ということで、それに対する対応をしっかりと、二度と起こさないような措置、対応をしっかりと構築していただくように、区として願っておりますし、またそれを求めてまいります。

○安藤委員

私、この資料に沿ってお伺いしたのですが、「あらゆるチャネルを通じた未然防止策の徹底」ですとか、国の職員なので、実は整備士ではないのですが、「駐機中の機体チェックの体制強化」ですとか、「事案発生時の情報収集・原因分析の強化」、罰則の強化、補償の問題は起きた後なので違うと思えますけれども、こうした対策で、大阪市のような事例は防げるのかということをお伺いしたので、ご答弁お願いします。

○中村都市計画課長

この資料でいきますところの、あらゆるチャネルでございますけれども、これは航空会社や航空機メーカーに対するというところで、実際に起きた後の罰則、これは国のほうでしっかりとつくっていただくのは当然でございますけれども、チャネルという意味では航空機メーカーの製造方法、部品の取り付け方法、こういったものが過去の教訓を生かした取り付け構造にさせていただくというようなこと、あるいは航空会社に対して飛行前後のしっかりとした機体チェックを求めるですとか、そういったソフト、ハード、さまざまな角度から、未然防止策を徹底していただくという意味で、このチャネルを通じた未然防止策を徹底するということだと考えます。区としても、これは同じ考えでございます。

○安藤委員

全然答えになっていないので、やめられないのですが。私が聞いたのは、国の対策の説明ではなく、これで品川区としては、落下物が車を直撃してしまった大阪市のような事例を防げると考えるのですか、

というふうに聞いているので、ぜひお答えいただきたいと思います。

○中村都市計画課長

今回のこの事例につきましては、原因が究明されれば、その未然防止策が施されるというふうに考えております。ただ、同じ事故が起こるのか、起こらないのかというところは、区のほうでは判断できませんけれども、しっかりと起こらないようにしていただくよう、国に求めていくしかないと思っております。

○筒井委員

大阪市でも事故が発生したということと、昨今報道でも事故がかなり起きているのですけれども、ご承知のとおりだと思いますが、新航路が品川上空を堂々と、航路ですからこれから何回も通るということになるのですけれども、常識的に考えましても、物理的に考えましても、そうした落下物の事故の可能性は非常に高まると考えられます。そうしたとき、私としては必ず落下物は起きると考えているのですけれども、国土交通省としては、東京オリンピック・パラリンピック開催前から運航予定としているのですけれども、実際に落下物事故が起きますと、東京オリンピック・パラリンピック自体にも非常に悪影響を及ぼす、水を差すような事態となりますし、また原因者である航空会社に対しても処分を行うという、国土交通省の方針ですけれども、航空会社にとっても、完全にゼロにはできない落下物事故に対して、そのたびごとに処分が行われるということであると、航空会社にとってもこれは今回の新飛行ルートを飛行したくないということも、恐らく考えているかと思うのです。東京オリンピック・パラリンピック開催に水を差すことになる、また航空会社にとっても事故リスクというものが発生すると思うのですけれども、それでも国土交通省は本当に飛行する気なのかということ、品川区としても国土交通省に確認していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○中村都市計画課長

この新飛行経路に対して、騒音ですとか安全性、さまざまなリスクやデメリットがある中で、国土交通省はこういった提案をしてきているというところで、これに対して区としても想定し得る騒音や安全性に対するリスク、あるいは区民の方からいただいた不安の声、こういったものについて国に届けるとともに、区としてもしっかりと対応していただくようお願いをするという過程の中で、やはり国としては、日本の経済成長ですとか国際競争力の中で、国際空港の機能強化に取り組んでいくというところで、進めていくというような考えを聞いているところでございます。

○筒井委員

昨今、そうした落下物事故や飛行機のエンジントラブル等の事故が多発しており、当初のときより雰囲気、徐々に変わってきていると思います。当然区民からも不安の声も多くなっております。国土交通省としてもそうした事象の発生を深刻に受けとめているとは思いますが、そうした当初より事情や雰囲気が変わってきているということなので、区としても本当にこのままでいいのかということ、頻繁に確認していったほうがいいのかと思うのです。国土交通省の意思確認、見直す気はあるのかということ、を適宜適切なタイミングで、ぜひとも意向を確認していただきたいと思いますのですけれども、その点区としてはどのようにお考えでしょうか。

○中村都市計画課長

区といたしましても、区民の皆様からいただいた声ですとか、あるいは区として必要な情報提供、こういったものを求めていく中で、国のほうではその辺の声をしっかり受けとめて、必要な措置を全力で講じていくというところで、回答してもらっているところでございます。

○筒井委員

昨今の情勢を見ていると、もはや不安でしかないのですけれども、ぜひとも区としてもそうしたことを受けとめて、国土交通省に撤回の余地はないのかということを確認していただきたいと考えております。

それと、27施設で防音工事の検討をされているということですが、それは具体的に公共施設とか教育施設といったところなのかということと、27施設は大井町より東側のものなのか、それとも品川区全域なのかということを確認したいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○中村都市計画課長

まず大井町から東側ということでございます。この施設につきましては、前回は報告申し上げましたけれども、公共施設と、公共施設に準じる施設ということで学校施設あるいは保育施設、福祉施設、高齢者施設、こういったところでございます。

○筒井委員

公共施設、教育施設、福祉施設、そうしたところは当然やっていただきたいのですけれども、やはり多くの区民の皆様は、そうした公共施設に常にいるわけではなく、日常生活上、ご自身の住宅などで過ごされることが多いかと思えます。飛ばすことは望ましくないと私は考えておりますけれども、もし飛行するとしたら、住宅の防音助成や、そうした対策をぜひとも講じていただきたいと考えております。まさに法の弾力的運用でもって、最も騒音被害が予想される品川区ですから、そうした事情をぜひとも国土交通省の方には考慮していただいて、住宅の防音工事、対策をやっていただきたいと考えております。ぜひとも国土交通省に対して、そのように要請していただきたいと考えておりますけれども、区としてはどのようにお考えでしょうか。

○中村都市計画課長

防音対策について、国が法を弾力的に運用するという内容の中では、区としては公共施設や公共施設に準じる施設だけでなく、住宅等、今、案として出されている飛行経路に関連して、影響がある経路の全建物についてやっていただきたいというのは、国のほうにかねてから申し入れていたところでございます。そういった中で、ただ住宅といったところは、今のところ難しいというような回答をいただいているところがございますけれども、区としては防音対策についてこれで終わりという見解ではございませんので、引き続き最大限の対応がなされるように、国に求めていきたいと考えております。

○渡部委員

今回、この請願第9号は、「教室型」説明会開催に関する、ということですが、確認のためお伺いしたいのですけれども、私ども議会としましてはこちらに記載があるとおりでございまして、とりわけ昨年の意見書には「教室型を含む多様な説明会」ということで求めておりまして、先ほどから資料の中身に入り過ぎている気はするのですけれども、今回第4フェーズということでお示しいただいた。その中で、品川区として、私どももそうですが、教室型説明会というのは、現状もしっかり求めていっているのか、要望をかけていっているのか。もし要望をかけていらっしゃるということであれば、当然私ども議会の意見書も受けて、どのような形で要望をかけていただいているのかというところを、教えていただければと思います。

○中村都市計画課長

国に対する要望については、議会から既に複数回にわたって意見書を出していただいたところござ

います。これは、区もこの説明会、第1フェーズを国が行うと言っていた当時から、教室型説明会を求めているところがございます。これについては引き続き、求めてまいります。

○渡部委員

それでは、私ども議会としましてもそうですし、行政側もそこら辺は意を同じくして、教室型説明会等を含む、多様な形での説明会を求めていくということで、これは引き続きといたしましょうか、従来から行われておりますし、今後もそれは続けていくということで、よろしいという認識なのか。今一度そこだけ教えてください。

○中村都市計画課長

このオープンハウス型だけでなく、教室型説明会も常に、これからも継続して求めてまいります。

○石田（ち）委員

この請願でも教室型説明会というのを求められているわけですがけれども、それでもやはり今回示されている第4フェーズは、オープンハウス型説明会と。また、昨今、今までもいろいろ言われていますけれども、事故が多いということで、そこに多くの方が不安を抱えているのではないかと、さらに不安を抱え出しているのではないかと思うのですけれども、先ほどから未然防止を求めていくというふうにおっしゃるのですけれども、落下物事故があってはならないと国交省も言っているのです。それを実現できる対策が、全くもって示されていないのです。今度の第4フェーズでも。

私も国交省の資料を見まして、落下物対策の強化について、現在検討中の事項ということで出されているのを見ましたけれども、適切な整備、点検を徹底するよう繰り返し指導とか、情報共有を外国の航空会社ともしていきますとか、注意喚起をさらにやっていきますとか、要は検査の強化、回数を増やします、成田と羽田は重点化しますという、これで今、現に起きている落下物事故に対して、区民の不安が払拭されると思いますか。こうした資料も、オープンハウス型説明会で示されると思うのですけれども、先ほどから区としても未然防止を求めていくと言っているのですけれども、それを求めている国が出している対策が、これなのです。これで不安が払拭できて、未然に防げると、本当に言えるのですか。伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

現に今、大阪市で起きた事故に対しまして、当然不安の払拭にはならないと、逆に不安が大きくなると考えております。これは区民の皆様もそうだと思いますし、我々もそうです。したがって、原因が早期に究明されて、そして未然防止策、二度と起きない策が施されることを強く望んでおります。また、そういった対策が施されなければ、やはり区としても、国に対して強くその辺を求めていかなければいけないと思います。事故の未然防止策については終わりが無いということは、委員ご指摘のとおりだと思います、区としてもこの事故だけでなく、いかなる事象の事故についても起きないように、国に強く引き続き求めてまいります。

○石田（ち）委員

起きないようにと言っても、起きてしまうのが落下物事故なのです。これは成田でも証明されていて、国交省も認めているわけです。なので、品川区上空は飛ばない、都心上空は飛ばないということしか、防ぐ対策はないのではないかと、ずっと私たちは言ってきたのですけれども、この辺いかがでしょうか。

それと、やはり重大事故、先ほども重大インシデントというのが紹介されていましたが、もう本当にずっと、重大インシデントと言われるものがあるのです。重大インシデントがどういうものかと

いうと、航空法でもこういうものだと定められています。「機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めるときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない」ということで、それが運輸安全委員会のホームページを見ますと157件起きているのです。これだけのことが、この重大インシデントが品川上空に招き入れられるという、これでいいのかと思うのです。招き入れてしまうことになると思うのですけれど、こうした重大インシデントの定義、そこに大阪市の事故も入っているのですけれども、これだけの危険があると言われる中で、反対しないのか。本当に反対していただきたいですし、ぜひ闘っていただきたいと思うのです。

これが、公園で遊ぶ子どもたちだったり、買い物をする商店街だったり、住宅の屋根の上だったり、この品川上空で起きたら、大変なこと、大惨事、大被害ですよね。本当に取り返しのつかないことになります。あってはならないです。万が一あったらどうですかでなく、今、ゼロなので、このままゼロで行っていただかないと困るのです。そうするとやはり飛ばない、これが一番の安全対策なのですけれども、こういった重大インシデントについて、区の認識も伺いたと思います。それでぜひ、やはり反対表明を一緒にしていきたいと思うのですけれど、いかがでしょうか。

○中村都市計画課長

この重大インシデントですけれども、そのような中でも死亡事故とか、そういった大災害につながるというのは、かねてから、日ごろの重大インシデント、過去の事象に学ぶという、そういった成果なのかなと考えております。ただいずれにしましても、今回大阪市で起きたような、直接部品が落下して、民間の車に落ちるといようなことにつきましては、特に重要なことだと認識しております。こういったことにつきましては、本当に二度と起きてはならないこととございますし、区として強く言っていかなければいけないと思っておりますけれども、ただ、こういった国土交通省の取り組みに対して、終わりはないというところとございます。ですので、区としてはこういった取り組みをずっと継続していただかなければいけないので、その点について強く申し入れをしていきたいと考えております。

今回の事故につきましては、まだ原因がこれから究明されるというところとございますので、そういった究明がされ、早く区民の皆様の不安の払拭をしてもらうよう、国に強く求めてまいります。事故の内容につきまして、原因が究明されないと、それについて区はどうかと言うことはできませんけれども、いずれにしても再発防止をしていただくことには変わりはありません。

○石田（ち）委員

強く申し入れるとか、強く要望していくということをおっしゃるのですけれども、それが一向に実現されないというのが、今の状況だと思うのです。この間、先ほどからも航空機の事故が多発していることが挙げられています。扉の部品などが2日連続で落下したり、エンジンが火を噴いて緊急着陸したり、航空機からの落下物が乗用車に直撃したり、エンジントラブルも続く中で、こうしたトラブルや事故の背景には、エンジンの使い回しなど航空会社の採算優先や経費節減、それによって人員削減、人手不足、職場が疲弊しているという実態があると思うのです。なので、そういうところに整備点検の強化なんて、できる状況はないのではないかと思います。

強く求めて、求めて、求めても、それに応える状況が今ないということで、求め続けていることが実現されない中で、今回の教室型説明会もやはり、区も、議会も、住民も本当に強く求めているのに一向に実現されないというところでは、私たちもこの請願は本当にもっともですし、賛成していく中身です。

これを実現してくださいということなので、実現させていくめどというのは、見通しというのはあるのでしょうか。

○中村都市計画課長

教室型説明会については、かねてから国に対して開催するように申し入れしているところでございます。ただ、国といたしましては第三者機関のアドバイザー会議の中で、最善な周知の方法はどういったものかという検討がなされた中で、こういった方法が効果的で、広く皆様にお知らせすることができるという、そんな中で決定した説明会というところでございます。

区としまして、オープンハウス型説明会をやってはいけないということではなくて、さまざまな説明の方法があつていいと考えております。そんな中で、最初からお願いしてきたのが教室型説明会でございます。これは今までもお願いをしてまいりました。これが実現するかしないかについては、区のほうで直接実現することはできませんので、国の責任においてしっかりやってもらうよう、国に求めていると考えております。

○筒井委員

説明会に関しまして質問させていただきます。区議会としても意見書において、教室型を含む多様な手法での説明をしていただくよう求めましたので、ぜひとも教室型説明会を引き続き、区としても要望していただきたいと考えております。特に品川区は、先ほども申しましたとおり、騒音や落下物の被害を最も受け得る地域ですので、そのあたりでも弾力的運用ということで、ぜひとも教室型説明会をやっていただきたいと考えております。

そして、もちろん教室型説明会とともにオープンハウス型の説明会もやっていただきたいのですが、今回の第4フェーズの住民説明会が、品川区は最も被害を受け得るにもかかわらず1回しか行われる予定がないということと、日にちを見ますと11月29日水曜日という平日で、時間も14時から19時という日中です。そうしますと、お務めをされている方はこの説明会に出席することが難しいということになりますので、11月29日とともにほかの日程でもぜひ開催していただきたいと考えております。もっと回数を増やしていただく、そして特にお務めをされている方に対しても説明を受ける機会を増やすべく、土日、休日の開催をぜひとも行っていただきたいと考えておりますが、区としてはどのようにお考えでしょうか。

○中村都市計画課長

この説明会でございますけれども、第1フェーズから始まってきているところでございます。品川区は、他の自治体に比べまして影響が非常に大きい区だと認識しております中で、少しでも他の自治体に比べて、開催を多くしていただくようお願いをした中で、第1フェーズから回数が一番多い区となっております。ただ、今回はこの1日でございますけれども、説明会といいますのはかねてから国も説明しておりますが、キャラバン方式ということで一回開催して一巡したら、もう一度開催していくという、そういったことを継続していくと。説明、情報提供を継続していくという内容でございます。したがって、これが最後ということではなく、この後も継続して説明していただくことになると考えております。

そのような中でも、1日でも多く回数を開催していただくよう、お願いはしてまいります。今回は平日でございますけれども、19時までということで、今までは土曜、日曜の開催をしていただいたところでございますが、今回は平日でございますが、いろいろな曜日で大勢の方に来ていただくような、こういった曜日の設定についても国にお願いしてまいりたいと考えております。

○筒井委員

今回、第4フェーズで、最終直線部分の飛行高度を約20メートル引き上げといった、新しい、比較的重要な情報が出てきていますので、ぜひとも11月29日だけと言わず、もう1日程度、土日、休日開催をぜひとも国土交通省をお願いしていただければと思うのですけれど、その点いかがでしょうか。

○中村都市計画課長

1日でも多い開催を、国のほうへ求めてまいります。

○塚本委員

品川区の各地域での「教室型」説明会開催に関する請願ということで、きめ細かく教室型説明会を開くようということでの請願でございます。一点確認させていただきたいのですけれども、これまで議会の意見書でもそうなのですが、区としてもこれまで答弁があったとおり、教室型説明会について求めてきたというところで、区の求めるに当たっての考え方として、開催の単位、地域割とかあるいは回数とか、こういったことについて、どういう考えのもとに国交省に対して教室型説明会を求めているのか、確認させてください。

○中村都市計画課長

国のほうで行っているオープンハウス型の説明会、こちらもきめ細かく、一日でも多い説明会を、そして教室型説明会につきましても開催していただきたい、また開催する折には、他の自治体に比べても一日でも多い、少しでも可能な限りたくさんの方々の区民の方々に参加していただけるような日にちの設定と回数、こういったものをお願いしてきましたし、これからも求めてまいります。

○安藤委員

今回、説明会で説明をされる落下物対策にかかわってですが、大阪市の事故がその直前に起こったわけですが、原因が究明されなければ何とも言えないというようなご答弁もありました。今回の大阪市の事故を、重大インシデントとして国のホームページで出していまして、その事故等種類というところを読みますと、「航空機から脱落した部品が人と衝突した事態」に準ずる事態ということなのです。ですから、本当に危ない状況だったということなのです。これがやはり大阪市以上に密集地である都心に飛行経路を持ってくるとなると、先ほどもあったように、この重大インシデントを区内に呼び込むということになってしまうのではないかと。説明会も重大で絶対やらなくてはならないのですけれども、情報提供すれば不安の払拭になるのかという問題もあります。区としても今回の事態で不安だと、ですから国に情報提供や対策を施すよう求めていくのだという話ですけれども、そういった対策が施されないならば、さらにそれが施されるよう、強く求めていくというご答弁もありましたけれど、やはり施されないならば、その対策を求めていくというのではなく、すっぱりと計画を中止しろと、やめろと言うのが、区のやるべきことではないですか。それは姿勢として私は間違っていると思うのですが、いかがでしょうか。

○中村都市計画課長

こうした事故については、しっかりと説明をする義務が国にあると思いますし、また今回こういった11月に説明会も行われますので、いずれかの場においてしっかりと、国が区民あるいは国民に対して説明をするということについて、区としては強く求めていく以外にないと考えております。

○安藤委員

それ以外にないと思っているというのは、区の考えが非常に狭いと、私は言いたいと思います。もう2年3カ月後には2020年を迎えるわけです。もう猶予はあまりないという中で、求め続けてもそ

うした対策が出ない、もともとあり得ないわけですから出ないと思うのですが、出ないということになったら、品川区はそれでも、飛行機が飛んだ後でも求め続けるということですか。それは中止を求めないということになると思うのですが、飛んだ後でも求め続ける、それしか品川区はできることはないのだという、そういうお答えでしょうか。

○中村都市計画課長

今、国のほうではあくまで案ということで、まだ決定ではないというところでございます。委員ご指摘のような、仮にという話でございましたら、そういった仮に飛行するような場合においても、やはり不安の払拭あるいは必要な情報提供、こういったものは常に求めていく必要があると考えております。

○安藤委員

ですから、私はそういった対策というのはあり得ないし、そしてこの計画をやめさせるということに最大限努力するというをしないと、先ほど区の、私たちはこれしかないのだというのでは非常に狭いと思います。一般質問で共産党が、浦安市の事例を紹介しましたけれども、現在のD滑走路が増設される時、浦安市でも市街地上空を通るルートが示されましたけれども、浦安市長が反対を表明して、自治会連合会の皆さんとも協力して、変更させた事例を紹介させていただきました。もう少し詳しく言いますと、これは2004年、浦安市の市街地の上を飛ぶ計画を出されたわけですから、全く同じ状況です。それで国に要望、抗議、意見書を提出し、滑走路の角度を東に9.5度修正させて回避させたと。これでほっとしたのもつかの間、D滑走路が供用直前の2009年9月には、突然国が深夜早朝の飛行を提案してきて、その際も市として独自に騒音影響を予測シミュレーションを実施して、専門家にも依頼し、睡眠への影響試算なども行い、これを突きつけてさらに海寄りにルートを変更させたということで、自治体がこの問題を我がことに捉えて、ありとあらゆる考えられることをやって国に迫れば変更させられるという、事実の証明だと思うのです。

品川区はこの事例についてご存じでしょうか。どのように受けとめておられるでしょうか。自治体の長が反対すれば、計画はとめられるという認識はお持ちかどうか、伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

滑走路の設置の計画段階での検討においては、さまざまな選択肢が可能かと思えます。そういった中で、滑走路の角度を変えることによって飛行経路が変えられるというところは、非常に効果的な工夫だと考えております。ただ今回の場合は、既に定められたA、B、C、Dの4つの、もう設置されております滑走路を利用して、どのような運用方法をすれば効率的な、便数を増やす運用ができるかという検討の中で、国としてはさまざまな検討をしたという説明でございます。そういった中で出された結論といたしまして、当初A案、B案というような案がございましたけれども、将来の需要予測を満たす案としては唯一、選択肢が1つであるということに基づいて、今回提案がなされたということでございます。

品川区もかつては、モノレールから海側に飛行経路を変えてもらったというところがございますが、この方法につきましても、選択肢がある中で区として変えてもらったという経緯があったということがございます。今回は選択肢が一つしかないという中で、案として出され、それについて今、検討がなされているということがございますので、過去の状況とは違うのかなと考えております。

○安藤委員

これは重大な問題ですから質問しているのですが、過去と違うと言いますが、かつての品川区は大田区と一緒に運動して、滑走路を、当時国は、羽田空港の影響でこれだけ区民が苦しめられている状況があるにもかかわらず拡張しようと言いついて、変な言葉で言うと、大田区と品川区はプツンと

なったわけです。それで、わざわざ強烈に申し入れて、拡張でなく、現在の内陸の滑走路を沖合に移転させろと言った、これ、選択肢はなかったでしょう、当時。でも選択肢をつくり出したのですよね。ですから、当時と違うと言いますが、過去も選択肢はありませんでした。ところが自治体と住民の努力で、選択肢をつくったわけです。だから今の答弁は、全く私は今回の計画に反対しない理由にならないと思いますけど、いかがでしょうか。

○中村都市計画課長

国のほうからは、今現在4つの滑走路があると、そして将来の需要予測があると、こういった条件の中での検討の結果だということでございますので、さまざまな選択肢を具体的に、国がこういった検討をしましたという資料も示されておりますけれども、そんな中で唯一残ったものがこれであるというふうに聞いているところでございます。

ただ、2020年以降の取り組みとしまして、新滑走路の建設ですとかそういった計画が今後実現に向けた検討がなされる過程においては、またさまざまな新たな選択肢が生まれてくるのかなと考えております。

○安藤委員

将来の滑走路増設の話も出ましたけれど、それが都心ルートをやめさせる要因になるかといえば、全く逆なのです。ご存じだと思いますけれど、新滑走路をつくることで、さらに都心の上を飛ばせると。増便できるから、その前に今回都心ルートを解禁させなくてはいけないというのが国の考えであって、今の答弁は全く逆なのです。しかも数日前に、人と衝突した事態に準ずる事故というのが起きたわけですよね。仮に、新滑走路ができるまではとりあえず都心を飛ばそうというのだったら、その間に何人の人が死ぬことになるのですかという、そういう事態ですよ。ですから、もう狭い考えにとらわれるのをやめて、先ほどほかの委員の質疑の中でおかしいのではないかというような答弁もあったのですが、国はさまざまなリスクがある中で提案してきているのだと、経済成長とか機能強化に取り組むために提案しているのだということで、何か国が、さまざまなリスクを前提の上で経済をとったととれるような答弁もあったと思うのですが、私はそれは重大問題だと思っています。こうした経済のために、住民の、品川区民の命を犠牲にするという計画ですよね。品川区民だけではなく。それを、こどもあろうに、品川区民の命と暮らしを守る品川区が容認していいのですか。これは根本が間違っていますし、やはり狭い考えにとらわれなくて、経済のために住民の命を犠牲にするなという立場に立つべきだと思います。

浦安市の紹介をもう少ししますが、浦安市長は2009年の広報うらやみに「市民生活を守るために」というタイトルで寄稿して、健康で文化的な生活を守ることこそが行政の使命と述べております。2010年の広報でも、訴訟も辞さずとの覚悟と言っていて、良好な住環境を守るために市民の皆さんの先頭に立ち、全力で取り組んでまいりますと述べています。浦安市の広報を持ってきましたけれど、このような表紙で何回も何回も出しているのです。これまでの質疑を聞いていると、説明会を国に求めていきます、国がやらないから求め続けていきますというような、今の品川区の姿勢とは全然テンションが違うということです。この浦安市長は、別に共産党とは政治的立場は全然違う方ですけど、それにしてもどんな立場の方であれ、品川区民の住民の命を守るという立場で、一致できるわけです。そういったところで頑張っているわけですから、お伺いしたいのは、濱野区長は何度も何度も反対してくださいと言っても答弁がありませんけれども、浦安市のこの姿勢に比べて、濱野区長はどのようなかということ、私はお伺いしたいと思います。

○中村都市計画課長

今、国が提案している飛行経路については、国としては経済成長ですとか国際競争力、こういったところが大きな理由として挙げられているところでございます。品川区としましては、こういった理由も大切ですが、しかし区民の安全、生活、こういったものが第一でございます。それを一番最初に考えるべきだと考えております。そういった中で、区としては不明なところ、あるいは騒音と飛行高度の関係ですとか必要な情報について、区民の皆様からも声をいただいております。区としても必要な情報を、引き続き求めてまいりたいと考えております。

○安藤委員

安全、安心を第一に考えているというふうには口ではおっしゃいますが、今の品川区の行動というのは国の経済政策を優先しているというふうには、誰がどう見ても感じると思いますし、そのような行動になっていると思います。安全、安心を第一に考えるのであれば、しっかりと過去のように、浦安市のように、区長みずから先頭に立ってこの計画に反対表明していただきたい。区長が反対をすればとめられるにもかかわらず、反対表明をしないというのは、私は区長の資格はないと思いますし、区民の命を安全を守れないと思います。

最後に、先ほど紹介したのですけれども、浦安市に比べてあまりに、飛行経路の状況が少な過ぎるのではないかと思うのですけれども、国に求めているのはわかりますけれども、国の責任ですから、事業を進めているのは安倍政権であり、自民党・公明党政権ですけれども、しかし品川区としてできることをやっているのですかということですよ。抜本的に広報しながわでの広報を強めるべき、少なくとも浦安市は、私たちの住まいの周りを航空機が通過する、騒音被害は絶対許さないということで、ドーンと書いているのですけれども、区民の皆さん2年後どうなるかわかっていますか、大変なことになりますよ、どうお考えですかという立場で、しっかり広報を抜本的に強めていただきたいのですが、広報しながわの、区民への周知についての抜本的強化についてはいかがでしょうか。

○中村都市計画課長

まず現段階においては、国からの説明がまだ十分具体的なものとなっていないというふうには、区としては考えております。したがって、この広報だけで出せる内容についても限界がございます。そういった意味からいたしまして、オープンハウス型の説明会とともに教室型の説明会を、今まで求めてきたところでございます。引き続き求めてまいります。

○安藤委員

国の情報がまだ不十分だから、出せる情報もないということですか。国から出ている情報以上のことがもちろん言えないのは、わかります。ですから今出ている情報を使って、もっともっと品川区からのポスター掲示、広報しながわでの広報などなど、ぜひ周知、広報を、この問題を知らしめていただきたいと思います。これは意見です。

○鈴木（ひ）委員長

ほかはよろしいでしょうか。

皆さんからのご意見は終わりということなので、委員長の私から1点だけ確認させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回の請願は、教室型の説明会を求める請願ですけれども、先日羽田空港で行革委員会と国交省との意見交換会がありましたけれども、そのときに教室型説明会をぜひともやっていただきたいということで、こちらで希望を述べたとき、国交省の方は品川区と相談して決めていきたいと、そのときに言われ

たのですけれども、国交省の方から品川区に対して、教室型説明会をやるかどうかについての相談というのはあったかどうか、確認をお願いしたいと思います。

○中村都市計画課長

今回のオープンハウス型の説明会に対しまして、開催場所ですとか日にちについては情報提供があったわけですが、その中で国交省としても品川区はやはり影響が大きい自治体であるということは認識しているという中で、さまざまな方法で回数をもって、しかも数もできるだけ多くやりたいという考えがあることは示されました。ただ、その方法といたしまして、教室型説明会を行うという結論にはやはり至っていないというところでございます。

ただ、今回11月は1回の開催でございますけれども、ほかに可能な限り多く開催できる方法について、よい方法がないかどうか、今検討しているといった説明はございました。

○鈴木（ひ）委員長

今の説明ですと、教室型説明会をやることに対して、区とどうしようかということで相談というのはなかったということなのではないでしょうか。その確認だけお願いします。

○中村都市計画課長

教室型説明会の方法でどうでしょうかという、そういった相談の内容ではなく、教室型の説明会はやはり難しいという話で、ただ回数を多くやる方法について、ほかにいい方法がないかどうか、そういった相談がございました。その中で、今、区としましても、ワークショップ形式で以前第1フェーズ、あるいは第2フェーズで行いましたミニオープンハウス、ワークショップ形式の説明会、こういったものも一つの方法として前にやっていただいたし、これからもそういった方法で国がやる場合は、区は可能な限り会場設定ですとか、日程調整といったことは行いますというふうに、回答しております。したがって、これからワークショップやミニオープンハウス形式について、実現に向けて区としても具体的に、国とこれから調整に入りたいと考えております。ですので、教室型説明会についての相談というのは、やはり難しいという結論でございました。

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございました。国土交通省は先日の意見交換会の中でも、詰めていくと、区と相談をしますと、最終的には答弁をしていますので、そういうことも含めて、これから国土交通省のほうに求めていただきたいということで、お願いしたいと思います。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成29年請願第9号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

私どもといたしましては、本日結論を出すということで、先ほども確認させていただきました教室型説明会を求めて、区もずっと求め続けているということで、それは私ども議会と同じところでございまして、引き続きよろしく願いますのですが、今回この請願の要旨を見ますと、品川区の各地域できめ細かくということで、これは私どもの考え方とは異なります。それと、国土交通省に強く要望し、実現してくださいというの、実現するのは品川区ではございませんので、今回の請願については不採択とさせていただきます。

○若林委員

本日結論を出すということでお願いいたします。議会からの意見書が2回出されておりまして、意見書では、まだ内容がわからなくて内容が不明なことによって不安を抱えている方、こういう方も含めたさまざまな多様な意見を、議会として反映させた意見書を採択したというふうに理解しております。意見書で言うように、さらに具体的な対策をしっかりと検討してもらいたい、また説明会についても多様な工夫、意見書でも言っていますけれども、教室型を含めた多様な工夫で区民の不安の解消に努めてもらいたいと、こういう中身になっております。したがって、国においてはこの議会の意見書の趣旨を十分に酌み取って、多様な手法、具体的な説明を引き続き尽くしてもらいたいというふうに、主張をまずさせていただきたいと思います。

したがって本請願については、意見書を提出した立場から、不採択でいいと思います。

○安藤委員

本日結論を出すということで賛成なのですが、意見書で要請した、しかもその上で前回の委員会で直接意見交換をしたとき、直接議会からも教室型説明会を要請したにもかかわらず、今回の第4フェーズでも実現していないと。今回なおさら、改めて教室型説明会を開催してほしいという1点に絞った強烈なメッセージであると思うのですが、採択をすることで改めて議会の意志を示し、議会としましても区が求め続けているということもありますので、先ほど生々しいやりとりもありましたけれども、国の態度を改めていただくためにも、教室型説明会の開催を強烈に議会としても促すべきだと思いますので、採択をすべきだと思います。

それと、実現できるかどうかというよりも、それは相手が決めることですから、やはり議会としましては区民のどういう願いを受けて、議会としてどういう要請をしていくかということだと思いますので、私は矛盾はしないのかなと思います。

○大倉委員

本日結論を出すということでお願いしたいと思います。態度については、先ほど来皆様からもご意見があるように、品川区議会として意見書を2回にわたって提出をさせていただいております。その中でも、教室型説明会を含む多様な手法で、説明をきめ細かくしていただきたい、さまざまな人が多く参加できるように、また区のほうの説明でもありましたが、教室型もあわせて求めているところで、できるだけ多くの人に来てもらえるよう、できるだけ多い日数で開催していただきたいというふうに国のほうに求めているというご説明もいただきましたので、議会としてもそういった一定の方向性が出ている中、区も一緒になって同じ方向性で進んでいると思っております。

さらには実現してくださいという部分では、実現するのは国でありますので、この請願については不採択でお願いしたいと思っております。

○筒井委員

結論を出すで、お願いします。採択賛成です。

理由としましては、品川区は最も騒音や落下物被害を受け得る地域であるという特殊事情があり、当然説明会におきましても弾力的運用を、ぜひやっていただきたいということと、区議会としましては、昨年12月、教室型を含む説明会を開くよう求める意見書を採択して、国土交通省に提出したにもかかわらず、今の課長の話を聞きますと、国土交通省側から難しいというご回答でしたので、これは品川区および品川区議会をやや軽視されているのではないかと、私は強く思っていますので、最低限教室型説明会程度やるのは、国土交通省側が示すべき真摯な態度だと考えておりますので、ぜひとも教室型説明

会を開いていただきたいという考えのもと、採択とさせていただきます。

○鈴木（ひ）委員長

それでは平成29年請願第9号につきましては、本日結論を出すのご意見でまとまったようがございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

それでは本件については、結論を出すと決定いたしました。

そしてそれぞれのご意見も伺いましたので、平成29年請願第9号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。平成29年請願第9号、羽田空港機能強化による新低空飛行ルートについて、品川区の各地域での「教室型」説明会開催に関する請願を、採決とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木（ひ）委員長

賛成者少数でございます。よって本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

金沢市児童相談所の視察について

○鈴木（ひ）委員長

それでは次に、予定表の3、報告事項を聴取いたします。

金沢市児童相談所の視察の視察についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高山児童相談所移管担当課長

それでは私から、金沢市児童相談所の視察について、ご報告申し上げます。本日の資料といたしましては、A3横1枚、「金沢市児童相談所の視察について」と書かれたものでございます。こちらをご用意ください。

まず視察先であります石川県金沢市は、平成16年の児童福祉法改正によりまして、設置を希望する市においては、児童相談所の設置が可能となった法改正の後に、全国的に見まして唯一、2カ所の児童相談所の設置市となりました都市ということで、この児童相談所を視察先として選定させていただいたものでございます。

なお補足となりますが、児童相談所につきましては、都道府県および政令指定都市におきましては設置が義務づけられているものでございますので、金沢市と、本日はご説明の中に盛り込んでおりませんが、横須賀市につきましては、設置を希望する市ということで設置に至った市であるということ、冒頭申し上げさせていただきます。

それでは資料の1、視察日時ということですが、本年7月26日に行ってまいりました。

2番、視察場所といたしましては、金沢市児童相談所ということで、所在は金沢市富樫3-10-1、教育プラザ富樫の敷地内にごございます施設でございます。

3番、視察項目としましては、大きく3点ございます。1点目としましては、児童相談所、一時保護所の業務内容についての確認、2点目といたしまして開設までの経緯と現在における運営体制について、3点目として施設見学ということで、相談機能、一時保護機能について視察を行ってまいりました。

4番、視察者でございますが、区といたしましては子ども未来部長を筆頭に、私と日常的に子ども家庭支援センターで相談にかかわる相談係長、移管担当の主査、そして今回専門職の人員配置等について情報収集したいということで、人事課の職員を引き連れまして、計5名で訪問してまいりました。

5番、先方の対応者としてしましては、この金沢市教育プラザ富樫の総括施設長、児童相談所長、そして所長を補佐する立場の方ということで、先方は3名の方にお願いしたところでございます。

6番、石川県および金沢市の概要ということで書かせていただきました。表に記載のとおりとなりますが、一点補足させていただきますと、石川県の欄の4行目、0から18歳人口（人口割合）というところに米印がありますが、この米印の説明を漏らしておりましたので補足させていただきます。石川県の公表では18歳までの人口が書かれておりませんので、この記載の14万6,324人というのは0から14歳までの人口ということで、ここだけ金沢市と品川区の比較では分母が異なっておりますので、そこだけ補足させていただきます。人口割合としては、これよりも少し大きいパーセンテージになるかと思っております。

そして中の列に金沢市、参考として品川区の面積、人口等を書かせていただいております。

その表の下に、児童相談所の管轄ということで資料を載せております。この出典は、厚生労働省の検討委員会で子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループという組織がございまして、こちらで公表されている資料の一部を抜粋させていただきました。

ごらんいただきますように、石川県は南北に細長い地形を要しておりますので、この中で3つの児童相談所が存在するということとなります。1つは黄緑色の吹き出しで書かれております、このたびの視察先であります金沢市児童相談所、管内人口46万人ということでございます。このほかに石川県の児童相談所として2カ所ございまして、1つが石川県中央児童相談所ということで、同じ金沢市内にございます県の児相、もう一つ七尾児童相談所という地域児童相談所が、北部の半島のほうのエリアをカバーするというので、県内に県児相が2つ、市の児相が1つといった3つの体制で相談業務を受けているところでございます。

ちょっと解像度が低いので恐縮なのですが、金沢市という黄緑色の吹き出しの少し北あたりまでが、中央児童相談所が管轄するエリア、それより北の部分が七尾児童相談所が管轄する地域児童相談所の管轄エリアとなります。そのような形で、県内の概況をおつかみいただければと存じます。

項目の7番、右上に目を移していただきますと、金沢市児童相談所の設置経緯ということで伺ってまいりました。児童福祉法の改正によりまして、中核市、これは一般市でも設置が可能なのですが、市においても児童相談所の設置が可能となったことを受けまして、金沢市では平成18年4月に神奈川県横須賀市とともに、中核市として全国初の児童相談所を設置したところでございます。

この法改正を挟む前後の経緯といたしましては、平成16年5月に市役所内に検討チームを設置いたしまして、その後児童福祉法の改正を経まして、平成17年4月より児童相談所開設準備室という専任の組織を設置いたしまして、1年かけてまず相談機能を、平成18年4月に立ち上げたというものでございます。そしてその3年後、一時保護所開設ということで、平成21年4月に児童相談所として全ての機能を有したといった状況でございます。

なおこの3年間はどのような対応をしていたかと申しますと、石川県中央児童相談所のほうに一時保

護委託という形で、保護が必要になったお子さんに関しては県の児童相談所の一時保護所を、委託により使わせてもらうという対応をしております、その後市として全ての機能を有するようになったといった状況でございます。

そして項目の8番、金沢市の児童相談行政の特徴ということで、2つ書かせていただきました。1点目は、金沢市では子どもに関する全ての相談を受けるということで、児童に関する相談窓口を一元化いたしました。教育や育児発達等の相談および支援を行いまして、教育と福祉が相互に連携を図りながら、金沢市の子どもの健やかな育ちを一貫してサポートする、こういった特徴を持っております。2点目といたしましては、養育相談や非行相談に合わせまして、青少年の相談も実施ということで、18歳までが児童福祉法のカバーする範囲なのですが、18歳を超える青年期におきましても相談などに応じるといったところが、市の特徴として挙げられていらっしゃいました。

9番、金沢市児童相談所の概要ということで、左側が相談機能、右側の10番が一時保護所の概要でございます。

まず始めに児童相談所の概要ということで施設のほうですが、こちらはもとはN T Tの社員研修所であった部分を金沢市で改修いたしまして、教育プラザ富樫という形で一体的な整備をする中で、一部を児童相談所として改修を加えております。建物といたしましては、鉄筋コンクリート2階建ての延床700平米の面積を有します。そして設備内容といたしましては、相談室、面接室、診察室、そしてプレイルームと事務室、膨大なケースがございますので、ケースを保管するケース保管庫、そしてその他、会議諸室ということになります。

下に写真を2点、載せさせていただきました。相談室は4室と書かせていただいておりますが、こちらが日常的な相談をお受けした際に、保護者の方、お子様と児童福祉司とが面談をする部屋でございます。こちら拝見させていただきますと、それぞれほぼ同じ大きさの部屋が4つあったわけですが、例えば机の形、椅子の色など、相談の内容に応じて使い分けられるような形で、きめ細やかな対応を考えられているというふうにお伺いしました。右側の写真はプレイルームということで、実際にお子さんが遊んでいる様子を行動観察する中で、お子さんの特性などを把握するというので、小さい児童センターのようなイメージでとらえていただければと考えております。

そして右側の10番、一時保護所の概要でございます。こちらは児童相談所の隣地で、もとは駐車場であった部分に併設いたしました。こちら鉄筋2階建ての建物でございます、延床は876平米とお伺いしております。定員規模といたしましては12名、1階部分は幼児用のプレイルーム、日中過ごすラウンジ、食堂、小さな体育館のような天井の高い施設、学習室、テラス、そして日常的に事務職員が詰める事務室ということで、1階部分に日中を過ごす部分が設けられております。2階部分は夜間、寝る場所ということで、幼児用の4人部屋が1部屋、ほかに男女別で個室が1つずつ、2人部屋が男女1室ずつということで、日中過ごすところと夜間とアクセントをつけるような形で、切り分けるような配置となっております。

下に写真が4点ございますが、上段は1階部分を撮影したものでございます。ラウンジという日中過ごす場所と、テラスと書かれておりますのは、ロの字形に配置されている建物でございます、真ん中は空を見上げられるような場所になっておりまして、奥にブルーの布のようなものが見えるかと思うのですが、夏場の午後お伺いしましたので、午前中にプールをしたということで、片づけの最中だったということでお話を伺っております。

下段は2階部分に相当いたしまして、個室は洋室形式、複数部屋は和室でしつらえていらっしゃいま

した。こちらは男性用のほうの部屋を見させてもらったのですが、女性用のほうもほぼ同じだと伺っております。

少し補足させていただきますと、この教育プラザ富樫というのはもとはN T Tの社員研修所であったというお話をさせていただきました。敷地面積1万8,836平米、延べ床で申しますと1万2,328平米ということで、教育プラザ富樫内には教育と福祉のそれぞれの施設が配置されております。今お話をいたしました児童相談所に係る機能は、5号館と6号館に相当するというお話を伺っております。

最後となりますが、視察後の考察ということで2点、ハードとソフトのお話をさせていただきます。先にソフトの部分のお話でございます。人材の確保・育成でございます。開設時の児童福祉司、児童心理士と言われる専門的な人材につきましては、区職員がこれまで実施させていただいているように、東京都へ継続的に派遣する中で、実務を通じた学びが必要であるということでございます。これが相談機能です。もう1点、一時保護所というひとたび保護したお子さんを24時間365日お預かりする施設でございますので、こうした施設の運用面におきましても、一時保護所職員のスキルを、やはり東京都から学ばせていただく必要があると考えております。

もう一つハード整備でございます。一時保護所のあり方といたしましては、児童相談所と一時保護所がちょうど隣り合うような、併設の形でつくられておりました。両所の職員の緊密なコミュニケーションのもと、子どもの変化でありますとか状態に応じた柔軟なケースワークを行うことで、結果として一時保護期間の短縮等の効果が期待できるのではないかと考えております。

全体を通じますと、このたびの視察を通じまして、児童相談所開設時の苦労のお話でありますとか、その後の運営面なども含めまして、大変現場感のある状況をつぶさに拝見することができました。また、短い時間ではございましたが、一時保護所など普段なかなか見ることができない施設を見ることもできまして、状況、空気のようなものも体感してきたところでございます。

改めて、子どもと家庭への支援は、本来身近な区役所でやるということが一番重要であろうと、そういった思いを一層強く持ったところでございます。今回の視察を通じまして、さまざまな知見でありますとか、関係者からの示唆に富んだお話などから、同時に抱える問題の大きさも認識する一方で、今後も児童相談所の設置に向けまして、さまざまな情報収集をしつつ、着実に進めてまいる考えでございます。

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○石田（ち）委員

最後の視察後の考察のところ、人材の確保・育成とあるのですけれども、これが必要だし、継続的に区の職員を児童相談所へ派遣していくことが不可欠だということなのですけれども、品川区に児童相談所を設置するとして、児童福祉司とか児童心理士などの配置基準はあるのか、事務事業概要のとき、児童相談所のことをざっくり聞いたとき、1,000平米ぐらいの土地が必要で、職員も50名ほど必要になってくるとおっしゃっていたので、結構大規模になってくるのだなという感じなのですが、品川区で考えたとき、こうした児童福祉司や児童心理士という方がどれぐらい必要になってくるのかということ。

区の職員を今、都のほうに派遣されているということだったのですけれども、その方々は何人ぐらい派遣されているのか。何度も、何人も派遣するものなのか。一たん何人を派遣したらそれで終わりとい

うことになるのか。心理士も採用したというふうに書いてあったのですけれども、その心理士の方は、今現在、品川区のどこにいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○高山児童相談所移管担当課長

3点ご質問をいただきました。まず1点目の職員の配置基準ということで申しますと、現在、児童相談所強化プランというのが、厚生労働省のほうから示されておりまして、児童4万人に1人の児童福祉司の配置ということでございます。これを品川区に当てはめてみますと、おおむね17名は必要であろうと、これが最低基準となります。一方で児童心理士はと申しますと、7名から8名程度必要になってくるのではないかと考えているところでございます。これは先ほど申しました4万人に1人という基準に加えまして、虐待の件数なども加算要素ということになってまいりますので、今申し上げたのが最低基準になってくるかと思えます。

それから2点目、区の職員の派遣ということに関しましては、9月末時点で派遣している職員は1名でございます。

そして3点目、心理士の配置につきましては、現在私ども子ども育成課の児童相談係という、子ども家庭支援センターの機能を担うところに心理士を配置するほか、障害の部門であるとか、教育の部門の心理にかかわる職場にも、教育の意味も含めまして配置しているところでございます。

○石田（ち）委員

この児童相談所と、一時保護所というのも設置していくという考えだと思うのですけれども、どちらも区の職員で運営されるものと考えているのかということ。

あと児童福祉司や児童心理士の配置の基準は、一時保護所の方にもあるのかどうか、伺いたいと思います。

○高山児童相談所移管担当課長

2点ご質問をいただきました。まず職員の配置の考え方ですけれども、一時保護所と申しますのは、児童相談所に附帯する機能というふうになっておりまして、切り離すことができないという法令上の解釈でございます。したがって、児童相談所を区で受けとめるに当たっては、いずれも区の職員でやるということになります。一部、業務において部分的に委託できるものなどあるかもしれませんが、基本的な中核機能としましては、区の職員が行うということになってまいります。

そして一時保護所の職員ですが、定員に応じた職員の人数の配置基準はございますが、いわゆる心理士や福祉司は何万人に1人とかいうものではなく、その定員規模に応じたものということで、具体的には児童指導員であるとか、保育士といった資格を持った方がこの任に当たるということになってございます。

○石田（ち）委員

現在の品川区の虐待とか相談の件数というのは、どのぐらいになっているのか。そして北品川にある児童相談所には一時保護所はないと思うのですけれども、一時保護が必要になった品川の子というのはどこに行くのか、伺いたいと思います。

○高山児童相談所移管担当課長

2点ご質問をいただきました。まず1点目の品川区の虐待相談件数ということで申しますと、北品川にございます品川児童相談所は、品川区、大田区、目黒区の3区を管轄しておりますが、その中で品川区についてお伺いしている数字といたしましては、虐待に関するものとしては昨年、平成28年度としましては378件とお伺いしております。これは新規の相談件数ということです。

2点目の北品川は、委員ご案内のとおり相談機能しか持ち合わせておりません。例えば一時保護をするに至った場合、どこへ保護するかということになってくるのですが、前回の事務事業概要の中で少し説明させていただきましたが、特別区内には4つの一時保護所がございまして、具体的には新宿にあります児童相談センター、江東区にあります江東児童相談所は一時保護所を併設しておりますので、そういったところへ移送という形でお子さんを職員が連れて、保護をするという形になります。

○横山委員

ご説明ありがとうございます。何点かお聞きしていきたいと思います。

金沢市のもともとの地域の特性ということで子育てに関するところで、善隣館活動ということがあるかと思うのですが、自分の地域は自分で守っていく思想ということを勉強してまいったのですが、こちら子どもに関する全ての相談を受けるということで、児童相談行政を窓口を一元化ということで、教育プラザでやっていらっしゃるのですが、そのあたり品川区の地域特性と、金沢市でどのようなところが参考になったのか、今どのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点、福祉と教育と保健の連携ということで、敷地が金沢市はすごく広いので、面積の部分とかはやはり、品川区とは違ってくると思うのですが、そもそも連携の部分といいますか、金沢市の連携の仕方をどのように品川区で、この都市型の形で生かしていけそうか、今、現時点でどのように捉えているかということをお願いいたします。

○高山児童相談所移管担当課長

2点ご質問をいただいたかと思います。1点目の地域特性につきましては、先方の所長からお伺いしました。それと品川区の特性をどう見るかという点でございますが、2点目のお話ともかぶる部分かと思うのですが。品川区は地域の方々に支えられた、子どもの見守りの仕組みがしっかりとあるというふうに感じております。例えば、町会、自治会活動の盛んな部分でありますとか、あるいは児童センターを初めとした、地域にきめ細やかに、子どもをしっかりと受けとめる姿勢ができているということ、また具体的に私の所管で申しますと、すまいるスクール、放課後対策など先進的な取り組みをしているということで、地域と行政が非常に緊密に、子どもを見守る仕組みができているといったところが、品川区の強みであり、特性であると考えております。

そして2点目の都市型という意味で申しますと、やはり金沢市は確かに県庁所在地ではあるのですが、東京都品川区と比べると、人口規模も、若干多いですが面積的にも広く、全体的にゆったりとしたといいますか、品川区のような超過密都市というような雰囲気とはまた違った部分があります。その分、昔ながらの地域の見守りなども、品川とはまた違った意味であるのだろうと思うのですが、品川区で行うに当たっては、金沢市で見えてきたものをそのまま持ってくればうまくいくかという、やはり、都市型の部分で非常に、配慮しなければいけないことなど多数あるということでございますので、その辺は見えてきたこと、お話伺ったことを精査しながら、品川区に取り込めるものはできるだけ多く、取り込んでいきたいと考えております。

○横山委員

福祉と教育と保健の部門の連携のあたりも、どのように考えていらっしゃるのか。今、都のほうで児童相談所をやっている区と都と連携していただいているかと思うのですが、次の質問と絡めてお答えいただければと思うのですが、区で設置していくということに対してのメリットというか、金沢市のお話を聞いた中で、より感じられた部分ですとか、一時保護の期間の短縮等の効果が期待され

るところ、私も同じ考えでいるのですけれども、金沢市が児相設置のメリットをどのように捉えているのか、そして連携の部分でどれくらい金沢市は結果というか期待も含めて出ているのか、品川区はどのように考えていらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」報告書ということで、資料も拝見したのですけれども、金沢市ですとか横須賀市の事例ですとか、そういった資料が載っているものも拝見しました。こういうところからもまた勉強していけるのかなと思っているのですけれども、ハード面の部分で、子どもたちがテラスに水道があって、夏は水遊びもできるということで、大分発散できるようなスペース、過ごしやすい環境、ソフト面、ハード面、遊びのおもちゃですとか、そういったものが金沢市では大分配慮されているかなと感じられます。また使い勝手がよいように、修正できるような配置というところも、金沢市は結構配慮されているのかなと思いました。

もともと企業のセミナーハウスということでやられていたようでも、そこでもともとあったものを活用してということなので、品川区はこれからどのようにされていくのかにもよると思うのですが、また運用を始めて、部屋の配置変更ですとか、いろいろフレキシブルに使っていけるような、そういった配置ができるといいのではないかと私は考えているのですけれども、区はこちらの金沢市の視察に行って、どのように感じられたのか、ハード面の部分教えていただければと思います。

○高山児童相談所移管担当課長

3点ご質問をいただきました。1点目の福祉、保健、教育などの連携ということに関しますと、やはりこれが基礎自治体で設置する最大のメリットだと考えております。現実には、区におきましては、保健所設置区でございますし、小中の義務教育も担っておりますので、教育と保健衛生、もっと言うと障害や生活福祉など福祉の部分も、基礎自治体の機能として保有しておりますので、そうしたものに最後の砦と言われる児童相談機能が来ることによって、全てを品川区がやるということになるのだと思います。これが1人の区長のもとに、組織が来るということであれば、よりきめ細やかに、相互の連携が容易になるのだと考えております。

2点目としまして、これはいろいろなところで言われていることではありますが、いわゆる基礎自治体であるメリットということでよく紹介されている中で申しますと、やはり先ほどの説明の中でも申しましたが、子どもと家庭への支援は一番生活が営まれている、身近な地域で行われることが最善であるという考えのもと、住民に身近な基礎自治体である品川区が、児童相談所の機能を担い、そして先ほど申しました母子保健や子どもの管轄しております児童センターなど、子どもの健全育成などといったさまざまな施策と緊密に連携することによって、虐待の未然予防ですとか、発生予防といったこれまでなかなか、東京都の時代においては難しかったことについても、果敢に取り組むことができるのではないかと考えております。

そして3点目、ハード整備の考え方という部分で、私どもも委員ご紹介のマニュアルのほうも拝見させていただきました。母子愛育会が1年かけてつくったマニュアルだとお伺いしております。いろいろと参考になる、いろいろな情報を整理する上では大変参考にさせていただいております。

それとは別にハードの整備という面で申しますと、例えば金沢市の一時保護所を見させていただきますと、1つには木をモチーフにとか、木の素材感みたいなものを非常に大切にされているなということと、光を上手に取り入れているなというふうに感じました。こういった一時保護所という空間は、ストレスフルな空間ですので、そういった子どもの気持ちにより添うような、新しい一時保護所ほどいろいろ工夫する点が盛り込まれていると思いますので、私もまだたくさんの一時保護所を拝見する機会

には恵まれておりませんが、今後もさまざまな一時保護所のあり方を実地に見させていただく中で、品川区らしいものについて、取り入れていきたいと考えております。

その上で、フレキシブルにというようなご提案もあるのですが、おそらくは鉄筋づくりになると思いますので、なかなか当初の設計から大きくその後変えていくということは難しいと思いますので、なおのこと事前の調査を綿密に行いまして、盛り込めるものについては当初の段階から進めていきたいと考えております。

○横山委員

では最後に、今ハード面のほうでもいろいろお話いただきました。木の素材感を大切にされていたり、光を大切にということで、設計の部分でも工夫していただけるということで、お話いただきましてありがとうございます。これは要望だけだと思っているのですが、内装と外装、やはりお子さんがとてもストレスfulな環境になることが大変予想されるような施設になりますので、内装面を重視していただいて、これからご検討を進めていただきたいというところをお願いできればと思います。発注の面ですとか、これからまだ先の話になるのですけれども、そういったところを念頭に置きながら、検討を進めていただきたいと思っています。

また財政面ですとか補正予算等、お子さんたちの動きですとかいろいろな細々したことが、運用してからの話になると思うのですけれども、出てくることもあるかと思しますので、そのあたりも適宜、臨機応変に対応できるような形で、検討のほうを進めていただきたいというのも要望させていただければと思います。

あと最後に1点だけ。人事課長が同行していただいたということで、人事の面で、こちらは命とか重篤なケースというの扱われるような施設になりますので、そのあたり、どのようにお考えになったのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○高山児童相談所移管担当課長

ご質問は1点、人事にかかわることということで、当日人事課長は所用で同行することはできなかったのですが、いわゆる人事管理の中核部分を担う職員に同行してもらっております。命を預かる面ということで申しますと、やはり先ほど来、少しご説明させていただいております児童福祉司、そして児童心理士という、これまで特別区が持ち合わせていない特別な専門職が必要となってまいります。そういう意味では、当然福祉の専門性、そして新たに採用を始めた心理職としての専門性、そういったものを区としても早期に育成せねばならないと考えております。

ただ、この前提といたしましては、子どもの最善の利益を守るという発想のもと、子どもに寄り添うといった人材でないことには、単に専門性を持ち合わせているだけではレベルの高いケース管理はできませんので、そういった意味で採用面において、人事異動の面においても、職員の専門性と同時に人間性の部分についても十分育てていくような、そのような配慮が必要だと考えているところでございます。

○安藤委員

まずこの前、特別区講演会、学習会に参加しまして、児童相談所の移管の件も勉強させていただきました。身近な自治体でやることの意義、他部門との連携ですとかあるいは保護施設の定員増にもつながるということもありましたけれども、非常に大事だなということを勉強してきました。

それで質問したいのですけれども、一時保護所ですけれども、開設まで3年のタイムラグが金沢市の場合あったということですが、どのような課題があったのかお伺いしたいのと。

それと居室は相部屋ということになっていますけれども、これはどういったものなのか。これが2点

目です。

3点目は、先ほど虐待の件数を伺ったのですけれども、一時保護所への送致件数と、一時保護件数というのを伺いたいのと、他区と比べて品川区の状況はどうなっているのか、伺います。

○高山児童相談所移管担当課長

3点ご質問をいただきました。まず1点目、金沢市における相談機能の開設と、一時保護機能の開設のタイムラグの状況でございます。1つは、法が改正されて1年という、非常に短期間で児童相談所を開設しております。そういった部分では、まず中核となります相談機能を早期に立ち上げる必要があるということで、まずこちらに注力したというふうに伺っております。その上で、先ほどご説明の中で不十分だったかもしれませんが、相談所機能はもともとあった社員研修施設の改修で終えたのですけれども、一時保護所という併設する駐車場につくったほうは、新規の建設ということでございまして、設計と建設にやはり一定の時間がかかるということで、まずは相談機能を立ち上げ、そして施設建設後、一時保護機能もスタートするというので、その部分でタイムラグが生じたというふうにお伺いしております。

2点目の居室が相部屋となっている件ですが、基本的にはお子様1人当たりの平米を確保した上で、お部屋のほうは設計することになるのですけれども、例えば兄弟・姉妹等で同時期に保護しなければいけないとなれば、個室に入れるのではなく、畳部屋のような複数入れるようなお部屋に一緒に入ってもらおうということが、可能性としてあるということです。ただ一方で、今、児童福祉法の改正に伴いましていろいろな提言が出ている中、衆議院と参議院の附帯決議の中には、居室については個室が望ましいというような意見も出ております。この辺はどういうところでバランスをとっていくかということかと思っておりますので、プライバシーを配慮しつつ、個室も視野に、そういった保護などのケースにも対応できるような、そういった居室設定が必要になっていくかと思っております。

そして3点目の虐待の件数ということで申しますと、23区で見ますとやはり件数が多い苛烈な区もあります。品川区はどの辺かということ、おおむね中ほどということになってくるかと思っております。それに伴いまして、一時保護の件数ということで申しますと、昨年の保護件数は42件とお伺いしております。

○安藤委員

あと2点ですが、金沢市のほうでは、もともと県に2カ所あって、金沢市でも設置できるようになったということで設置したということで、結果的に県を3つのエリアで分けるということだったのですが、北品川にある都の施設は、相談施設しかないということですが、品川区が設置した場合、どのようにすみ分けしていくのか、改めてわかる範囲で教えていただきたいのが1点です。

それと、身近な自治体でこういった児童相談所を設置していくというのは、非常に意義があると思っておりますけれども、やはり人材育成といいますか、本当に人が大事だと思っておりますけれども、そういった意味では人材育成にはしっかりと予算をつけていかななくてはいけないと思うのですけれども、そこら辺ぜひお願いしたのですが、いかがでしょうか。

○高山児童相談所移管担当課長

昨年度の一時保護の件数を42件と申しましたが、申しわけありません、47件の誤りでした。失礼いたしました。

そして児童相談所のすみ分けというお話だったかと思うのですが、今、北品川にあります児童相談所は、品川区、大田区、目黒区を管轄しますので、それぞれの区が児童相談所設置区になった場合は、結果的にあそこの機能は管轄エリアがなくなりますので、役割を終えるというのが普通ではないかと思

ます。そういう意味で、すみ分けと言いますと、区で児童相談所を設置する以上は、管轄区域ごと区にそのケースが移管されることとなりますので、そのような形で相互に仕事を切り分けていくことになるかと思えます。

そして人材育成に関しましては、委員ご紹介のとおり品川区としてこれまで持ち合わせていない専門性ということであれば、基本的には福祉と心理にかかわります専門性を持った、まず専門人材であることがやはり理想的かと思えます。その上で育成に関しましては、現在東京都の児童相談所において、派遣職員を順次受け入れておりますので、受け入れの数につきましては甚だ不十分ではございますが、そういった各特別区の思いを酌んで、都において受け入れのほうの拡大を図っていただければ、人材育成についてはより加速すると考えているところでございます。

したがって、そういった専門性を有する人材を配置すること、そして東京都への派遣、それとは別に特別区職員研修所のほうで、23区共通の専門性にかかわる研修につきましては、現在検討を進めてもらっているところでございますので、そういう意味では、特別区が保有するさまざまな教育、研修機能も十分活用しながら、育成を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

4 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○鈴木（ひ）委員長

最後に、予定表4のその他を行います。

はじめに(1)、議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、ただいまお手元に配付いたしました申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。ではこの案のとおり、申し出をいたします。

(2) その他

○鈴木（ひ）委員長

次に、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後0時24分開会